

日行連発第 1687 号  
令和 6 年 3 月 28 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊

「種苗法施行規則の一部を改正する省令及び種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件の施行」について（周知）

標記について、農林水産省食料産業輸出・国際局より令和 6 年 3 月 14 日付でそれぞれ公布され、同日に施行された旨の周知依頼がありました。  
については、下記の資料等をお送りしますので、会員への周知をお願いします。

## 記

### 1 送付物

- (1) 種苗法施行規則の一部を改正する省令及び種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件の施行について（令和 6 年 3 月 19 日付・農林水産省輸出・国際局長発 5 輸国第 4772 号）
- (2) 官報（種苗法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第 11 号）、官報（種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第 518 号））
- (3) 種苗法施行規則の一部を改正する省令の概要（令和 6 年 3 月・農林水産省輸出・国際局知的財産課）
- (4) 種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する告示の概要（令和 6 年 3 月・農林水産省輸出・国際局知的財産課）

### 2 その他

日行連ホームページの会員専用サイトでも周知いたします。

以上